

Ⅶ 個人情報の保護に関する法律の遵守等

1 概要

(1) 個人情報の適正な取扱い

労働者の募集を行う者、募集受託者及び求人者（以下「募集主等」という。）による個人情報の適正な取扱いについては、法第5条の4及び第51条において、募集に応じて労働者になろうとする者の個人情報の取扱いに関する規定及び業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせない義務に関する規定が設けられ、さらに、指針第4の1及び2において、募集に応じて労働者になろうとする者の個人情報の取扱いに関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項が定められている。

また指針第4の3において、募集主等による個人情報の保護の一層の促進等を図る見地から、法に基づく責務の一つとして、募集主等は、個人情報保護法第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者が該当する場合には、個人情報保護法第4章第1節に規定する義務を遵守しなければならないこととされるとともに、個人情報取扱事業者が該当しない場合であっても、個人情報取扱事業者に準じて、個人情報の適正な取扱いの確保に努めることとされている。

(2) 指導助言等

平成29年5月30日全面施行の個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第65号。以下「個人情報保護法等改正法」という。)により、個人情報保護法に違反した労働者の募集を行う者及び募集受託者については、個人情報保護法に基づく個人情報保護委員会による指導・助言等の対象になることとなった。また、法に違反する場合には、法に基づく指導助言等の対象ともなるものである。

2 募集主等に課せられる義務等について

募集主等に課せられる義務に係る個人情報保護法並びに個人情報保護法施行令の規定並びに募集主等が講ずべき措置並びにその主な留意点等は、以下のとおりであること。

(1) 個人情報取扱事業者に該当する募集主等

イ 個人情報保護法等の遵守について

募集主等は、指針第4の3により、個人情報取扱事業者が該当する場合には、個人情報保護法第4章第1節に規定する義務を遵守しなければならないこととされていること。具体的には、個人情報取扱事業者が該当する募集主等は、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」(<http://www.ppc.go.jp/personal/legal/>)等に留意しなければならない。また、法第5条の4及び指針第4の1及び2の遵守に当たって留意すべき点はIVの1(7)及びVの1(6)のとおりであること。

なお、個人情報保護法等改正法により、取り扱う個人情報が5,000人分以下の事業者に対しても個人情報保護法が適用されることとされている点に留意すること。

ロ 漏えい等の事案が発生した場合等の対応について

「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」(平成29年個人情報保護委員会告示第1号)等により対応すること。

(2) 個人情報取扱事業者に該当しない募集主等

募集主等は、指針第4の3により、個人情報取扱事業者が該当しない場合であっても、個人情報取扱事業者に準じて、個人情報の適正な取扱いの確保に努めることとされていること。

なお、法第5条の4及び指針第4の1及び2に定める募集に応じて労働者になろうとする者及び求職者の個人情報の取扱いに係る規定については、個人情報取扱事業者が該当しない募集主等であっても、遵守する必要があるものであること。